

参議院議員通常選挙の お知らせ

◆ 第27回参議院議員通常選挙が、次の日程で執行される予定です。

公示日	令和7年7月3日（木）
選挙期日（投票日）	令和7年7月20日（日）
投票時間	午前7時 ～ 午後8時



○投票する選挙は2つです。

- | |
|-----------------|
| ① 参議院静岡県選出議員選挙 |
| ② 参議院比例代表選出議員選挙 |

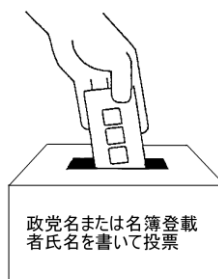
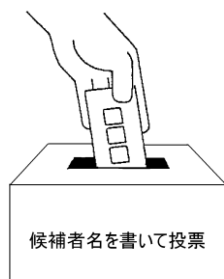
◆ 投票できる人（次の①・②のいずれかの方が投票できます。）

- ① 令和7年4月2日以前から吉田町に住所があり、選挙人名簿に登録されている18歳以上の人（平成19年7月21日以前に生まれた人）
- ② 吉田町に住民票が作成された日から引き続き3か月以上吉田町の住民基本台帳に登録されていた人で、令和7年3月2日以後に吉田町から転出した人（ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合は、転出先での投票となります。）

投票の順序

①参議院静岡県選出議員選挙

②参議院比例代表選出議員選挙



※投票の順序

①参議院静岡県
選出議員選挙
の投票用紙を
受領

②投票用紙
へ記載し
投票箱へ
投入

③参議院比例代
表選出議員選
挙の投票用紙
を受領

④投票用紙
へ記載し
投票箱へ
投入

◆ **投票所**（投票所入場券に記載されている投票所にて投票ができます）

投 票 区	投 票 所	区 域
第 1 投票区	中 央 公 民 館	住吉上、片岡
第 2 投票区	住吉小学校体育館	東村、森下、東浜、大浜
第 3 投票区	<u>新 田 会 館</u>	西浜、山八、新田
第 4 投票区	川 尻 会 館	川尻
第 5 投票区	自彊小学校体育館	神戸、大幡



ホームページから
地図が確認できます。

※ 投票日間に転居（町内で住所を異動）された方につきましては、投票所入場券に記載された投票所において投票していただくこととなります。

第 3 投票所が変更になりました。
(西浜、山八、新田の居住者の方はご注意ください。)

旧：吉田町体育センター



新：新田会館（住吉 2 6 7 1 - 2）

※体育センター北側の建物です。

※駐車場は体育センターをご利用ください。

◆ **投票所入場券の配達予定日** ： 6月30日（月）～7月3日（木）

投票所入場券は、世帯分を1枚にまとめた圧着式封筒の入場券を郵送します。

投票の際には、封筒を開いてご自分の名前が記載された入場券を切り離してお持ちいただくと、投票をスムーズに行うことができます。

※ 「投票所入場券」は選挙人の確認などの理由で発行しているもので、それがなければ投票できないというものではありません。また、万一「投票所入場券」を紛失したときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆ **選挙運動期間** 7月3日（木）～7月19日（土）

◆ **公営ポスター掲示場** 町内40か所に選挙管理委員会が設置しています。

◆ 選挙公報

参議院静岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙では、選挙公報が発行されます。
選挙公報は、7月9日（水）朝刊の新聞折込みで皆さまのお手元にお届けする予定です。
新聞を購読していない場合は、次の場所で受領できます。

【町 の 施 設】	吉田町役場1階、中央公民館、総合体育館、体育センター、中央児童館、 学習ホール、保健センター、神戸西会館、図書館、北オアシスパーク 健康福祉センター（はあとふる）、総合障害者自立支援施設（あつまりーナ）
【各 自 治 会】	住吉会館、川尻会館、片岡会館、北区自彊館
【郵 便 局】	吉田郵便局、住吉郵便局
【金融機関等】	静岡銀行吉田支店、ハイナン農協各支店（吉田、住吉）、 島田掛川信用金庫各支店（吉田、神戸）、しずおか焼津信用金庫吉田支店

◆ 期日前投票

投票日に、出張・旅行・入院・出産・歩行困難などの理由で投票所に出向けない場合には、投票日前に投票する期日前投票制度をご利用ください。

期 間	7月4日（金）～7月19日（土）（土曜日・日曜日でも投票できます。）
時 間	8：30 ～ 20：00 （土曜日・日曜日も同様）
場 所	中央公民館（役場庁舎の北側）1階ホール 期日前投票所
持ち物	投票所入場券（投票所入場券がなくても投票はできますが、受付手続に時間がかかります。）

※ 期日前投票をする際の駐車場は、役場の駐車場をご利用ください。

※ 期日前投票をする方は、「投票所入場券」の裏面に印刷されている「宣誓書兼投票用紙等交付申請書」に必要事項をあらかじめ記入した上で持参していただくと、スムーズに投票することができます。

～吉田町役場からのお知らせ～

令和7年7月20日（日）は、

- ・ 選挙のため、日曜開庁は実施いたしません。
- ・ 投票所のため、中央公民館は休館です。

◆ 不在者投票 【不在者投票期間 7月4日（金）～7月19日（土）】

○不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている人

不在者投票施設に指定されている病院や施設等に入院又は入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望される場合は、お早めに施設長等にお申出ください。

○仕事や用務等で町外に滞在中の人

滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

郵便により投票用紙の交付等を行いますので、お早めに「宣誓書兼投票用紙等交付申請書」等により吉田町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

◆ 郵便投票制度 【投票用紙等請求期限 7月16日（水） 17:00】

〈郵便投票をすることができる人〉

次の人は、選挙管理委員会の証明を受けると、郵便による不在者投票ができます。希望される場合は、お早めに吉田町選挙管理委員会に申請をお願いします。

- 身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢、体幹又は移動機能の障害 … 1級又は2級
 - ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 … 1級又は3級
 - ・ 免疫又は肝臓の障害 … 1級から3級まで
- 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が次のいずれかに該当し、自署することができる人
 - ・ 両下肢又は体幹の障害 … 特別項症から第2項症まで
 - ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 … 特別項症から第3項症まで
- 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている人で、自署することができる人

※ 「郵便投票証明書」には有効期限があります。有効期限が経過している場合は、改めて申請する必要がありますので、ご注意ください。

〈代理記載制度〉

郵便投票をすることができる人のうち、自ら投票用紙に記載することができない人で、次の①又は②に該当する人は、あらかじめ代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。なお、郵便投票の代理記載人となるためには、事前に申請が必要です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

○問合せ先 吉田町選挙管理委員会（吉田町住吉 87 番地 役場総務課内） Tel33-2132